二　保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名
三　保護観察の実施状況
四　少年院における矯正教育に関する意見
五　非行の概要、動機及び原因
六　共犯者の状況
七　被害者等の状況
八　生活歴
九　心身の状況
十　その他参考となる事項

2　前項の保護観察所の長は、同項の書面を少年院の長に送付するときは、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会にも送付しなければならない。

3　法第六十八条の六第二項の規定による意見聴取は、収容中の特定保護観察処分少年について、法第四十七条の二の決定による釈放後又は収容可能期間の満了後の保護観察の実施に当たり、法第六十八条の五第三項の保護観察所の長が、第四十二条第二項の規定により同条第一項の保護観察の実施計画について見直しを行うときその他必要があると認めるときに行うものとする。

（収容中の特定保護観察処分少年の住居の特定の基準等）

第八十一条の七　法第六十八条の七第一項の決定は、法第八十二条第一項の規定による調整の結果に係る住居について、その生活環境の調整及び収容中の特定保護観察処分少年の心身の状況等を考慮し、釈放後当該住居に居住することによってその者の改善更生が妨げられるおそれがないと認められるときにするものとする。

2　少年院の長又は保護観察所の長は、法第六十八条の七第一項の決定を受けた収容中の特定保護観察処分少年について、収容可能期間の満了までの間に、同条第二項に規定する事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

（法第四十七条の二の決定による釈放後又は収容可能期間の満了後の生活行動指針の通知）

第八十一条の八　保護観察所の長は、特定保護観察処分少年について、法第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時に生活行動指針が定められている場合は、その保護観察の再開に際し、当該特定保護観察処分少年に対し、書面により、その内容を通知しなければならない。

（戻し収容の申請をするか否かに関する審理の開始等）

第八十八条　第八十一条の四の規定は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者（少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に付されている者に限る。）について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあるのは「法第七十一条の規定による申請」と、「法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第七十三条第一項」と読み替えるものとする。

［項を削る。］

2　［略］

（少年院仮退院者の仮退院の取消しの申出の方式等）

第八十八条の二　法第七十三条の二第一項に規定する申出は、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、少年院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとする。

［条を加える。］

（戻し収容の申請をするか否かに関する審理の開始等）

第八十八条　地方委員会は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始したときは、当該少年院仮退院者に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、法第七十三条第一項の規定により留置するときは、その旨を併せて通知しなければならない。

2　前項後段の留置は、同項の少年院仮退院者について、同項前段の審理を開始する時点において、法第六十三条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これをすることができない。

3　［同上］

［条を加える。］